

○宮崎大学基礎教育部委員会規程

平成26年2月6日  
制 定

改正 平成28年3月25日 平成29年3月31日  
令和3年3月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学基礎教育部規程（以下「規程」という。）第6条第2項の規定に基づき、宮崎大学基礎教育部委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 基礎教育部長
- (2) 基礎教育部副部長
- (3) 各学部副学部長（教務担当）
- (4) 規程第7条に掲げる基礎教育分野別部会（以下「分野別部会」という。）のうち、大学教育入門・専門教育入門セミナー部会及び学士力発展科目部会を除く各分野別部会長
- (5) 学生支援部長
- (6) 委員会が必要と認める教員 若干人

(任期)

第3条 前条第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 基礎教育における基本理念及び教育目標の立案に関する事。
- (2) 基礎教育における長期及び中期計画等の策定に関する事。
- (3) 基礎教育の教育課程の編成に関する事。
- (4) 基礎教育の質保証に関する事。
- (5) 基礎教育と専門教育の有機的連携に関する事。
- (6) 基礎教育科目に係る既修得単位に関する事。
- (7) 基礎教育の自己点検・評価及びこれに基づく改善に関する事。
- (8) 基礎教育を担当する教員の人事に関する事。
- (9) 基礎教育に係る予算に関する事。
- (10) その他基礎教育部の運営に必要な重要事項に関する事。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は基礎教育部長をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(代理出席)

第7条 委員長は、特別の事情により第2条第3号及び第4号の委員が委員会に出席できない場合には、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会等)

第9条 委員会は、必要に応じて専門委員会等を置くことができる。

- 2 専門委員会等に関する必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、学生支援部基礎教育支援課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。